

京都府立医科大学学長解任規程

平成 28 年 12 月 20 日
学長選考会議決定第 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、京都府立医科大学学長選考会議規程第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、学長選考会議（以下「選考会議」という。）が行う学長の解任手続きに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(解任の申出)

第 2 条 選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するときは、京都府公立大学法人理事長に対して学長の解任を申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 学長の職務の遂行が適当でないため、大学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でない認められるとき。
- (4) その他学長たるに適しないと認められるとき。

(解任の審議の請求等)

第 3 条 選考会議は、第 2 条各号のいずれかに該当するものとして、次の各号に定める方法により請求があったときは、学長解任の審議を行わなければならない。

- (1) 選考会議の 1 人以上の委員から学長解任の請求があるとき。
 - (2) 経営審議会又は教育研究評議会から、構成員の 3 分の 1 以上の賛成をもって、学長解任の請求があるとき。
 - (3) 京都府立医科大学学長選考規程第 1 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する本学の教職員の 3 分の 1 以上から学長解任の請求があるとき。
- 2 前項の請求は、学長を解任すべき事由を記載した書面により行われなければならない。
- 3 選考会議の議長は、第 1 項の規定による解任の請求があったときは、速やかに選考会議を招集しなければならない。

(意見聴取等)

第 4 条 選考会議は、解任に関する審議を行うに当たり、次の各号に掲げる意見聴取等を行うことができる。

- (1) 解任を請求した経営審議会又は教育研究評議会に対する意見聴取
 - (2) 前条第 1 項第 3 号に規定する教職員に対する意向調査
- 2 選考会議は、当該学長に対し、面接を行わなければならない。

(解任申出の是非の決定)

第 5 条 選考会議は、前条に規定する意見聴取等の結果を参考に、学長に関する事項を総合的に判断し、選考会議出席委員の過半数の議決により、学長の解任申出の是非を決定する。

(理事長への申出)

第 6 条 選考会議は、前条の規定により学長の解任の申出を決定したときは、理事長にその旨申出を行うものとする。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、学長の解任手続きに関するその他必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 20 日から施行する。